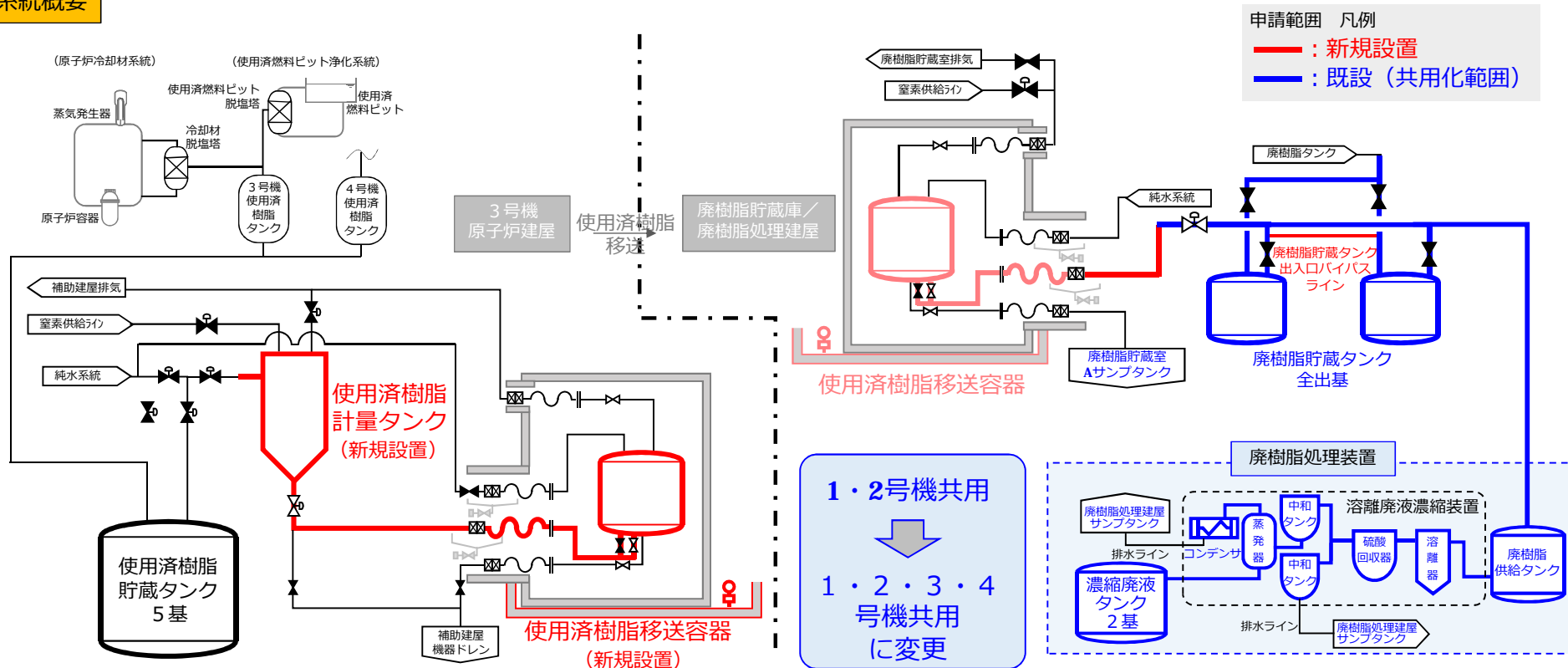


廃樹脂処理装置の共用化及び使用済樹脂移送容器他導入の工事概要

工事の実施背景と概要

- ❶ 原子炉冷却水や使用済燃料ピット水は、脱塩塔樹脂を通して浄化しており、浄化能力が低下した使用済みの樹脂は、貯蔵タンク（廃樹脂貯蔵タンクもしくは使用済樹脂貯蔵タンク）に貯蔵している。今後もプラント運転継続に伴い、使用済みの樹脂が発生する。
- ❷ 高浜3・4号機の使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵している使用済みの樹脂（以下、「使用済樹脂」という。）を処理するため、既設の廃樹脂処理装置及び廃樹脂貯蔵タンクへ移送する設備として、使用済樹脂移送容器及び使用済樹脂計量タンク他を設置する。また、使用済樹脂を既設の廃樹脂処理装置等で処理するため、「1・2号機共用」から「1・2・3・4号機共用」の設備へ変更する。
- ❸ 以上の変更の工事について、設計及び工事計画認可申請を行う。

系統概要



許認可（希望）時期

- ❶ 3, 4号機の使用済樹脂貯蔵タンクの将来的な貯蔵裕度を確保するため、2023年度より1, 2号機に使用済樹脂を移送する計画である。
- ❷ 工事期間を考慮し、**2020年11月中**に認可を希望する。